

入院期間が180日を超える場合の保険外併用療養費について

入院期間が180日を超える場合は、健康保険法等の入院時一時負担金とは、別に、保険外併用療養費として入院基本料の一部が患者負担となります。当院においては 一日 1,628円 です。ただし、厚生労働大臣が定める状態にある患者様においてはこの限りではありません。

[詳しくはこちら](#)